

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 南 堺 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月20日（木） 午後2時から 午後3時までの間
開催場所		大阪府南堺警察署4階講堂
出席者	委員	嶋田会長、高橋副会長、森委員、篠崎委員、瀬川委員 中辻委員 黒肥地委員
	警察	署長、副署長、総務課長、地域課長、生活安全課長、刑事課長、 交通課長、犯罪抑止戦略官、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 堺市南区の安心、安全の為に御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 南区は、60歳以上の方が非常に多い地区であり、日本全体の高齢化率は30パーセントくらいですが、堺市は市全体でも南区だけでも約35パーセントを超えている、高齢者の方が多く地域ですので、今、問題となっている特殊詐欺、交通事故や認知症関連の問題も深刻になっていると思います。 高齢の方が安心、安全に暮らせる地域になるようによろしくをお願いいたします。 南区の大半を占めている泉北ニュータウンから、若い人が減ってきているので、若い人にも安心、安全で魅力ある町にすることも課題になってくると思います。 南堺警察と我々住民の忌憚のない意見交換をしたいと考えていますので、本日もよろしくお願いいたします。 2 署長挨拶 本日は、大変お忙しい中、御出席していただきありがとうございます。 会長をはじめ、委員の皆様には平素より警察行政各部門におきまして、熱く御支援、御理解をいただきましてありがとうございます。 当署におきましては、課長代理以上、幹部職員が14名配置されており、その内の9名が異動しまして、新たな体制のメンバーで業務に取り組んでいるところでございます。

委員の皆様には、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
協議会委員の皆様からいただいております、地域の安全に関する御意見、御質問に関しまして、生活安全課と交通課から説明させていただきますが、どのような事でも構いませんので御意見のほど、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 総務課長

委員から事前に3つの御質問をいただいております。

先ず初めに、「コロナ感染の拡大で、南堺警察署の不審者訓練が中止されています。今後、南堺警察署が各園に出張されて実施する予定はありますか。」という質問を受けております。

この回答については、生活安全課長よりお願いします。

(2) 生活安全課長

コロナ感染の時は、不審者訓練だけでなく人の集まる空間のキャンペーン等の制限をしていましたが、令和5年5月より感染に配慮しながら徐々に訓練を再開しております。

現在は、コロナ感染前と同様に訓練を再開しています。

今年に入っても不審者訓練は、保育園、幼稚園、小学校、介護施設、一般会社等に対しても既に数回実施しております。

不審者訓練は、生活安全課の防犯保安係の方で随時書面により受け付けております。

どのように実施するかについては、刺股使用訓練や不審者の侵入箇所を設定して行う不審者訓練、110番通報要領等がありますので、訓練内容を予め言っていただき、こんな想定をして欲しい等と言っていただければ、それに基づいてお互いに話し合いながら提案させていただいているところです。

(3) 総務課長

委員からの2番目の御質問です。「堺市交通安全教室を年2回実施していただいております。毎回、南堺警察署の署員の方が一緒に来園していただき、子供達があこがれの気持ちを持ちます。しかし来られない時もあり、出来たら毎回参加をお願いしたいです。」という質問です。

(4) 交通課長

幼稚園や子ども園、小学校に対する交通安全教室については堺市と連携して実施しております。

事前に堺市がスケジュールを決めて、従事する警察官の人員を準備していますが、警察という業務の都合上、突発的な事案に対処しなければならないところもある為、急遽行けなくなることもあります。

我々としても幼少期の頃からの交通安全教室の重要性は理解しているところでありますが、可能な限り参加して参りたいと

思います。

白バイ、パトカーについては、当署で配備されている白バイはなく、パトカーについても通常業務との兼ね合いもあり、事前調整が必要なところもありますので、御要望があれば事前に申し出ていただければ、可能な限り対応したいと思います。

【委員】

堺市に対しては、交通安全教室等半年前に予約しており、パトカーか白バイをお願いしますと言っています。

【交通課長】

堺市経由の方が伝わると思います。

(5) 総務課長

委員からの三番目の質問です。「泉北一号線でスピード違反の取締りをしているところを見かけなくなりました。時々パトカーが深井方面から泉北に向かってサイレンを鳴らさず、赤色灯だけで走っているのはスピード違反取締りの代わりでしょうか。

(6) 交通課長

泉北一号線でのスピード違反の取締りは実施しております。

ただ、取り締まりの態様も変化しており、従来の白黒パトカーや交通機動隊の覆面パトカー、白バイによる追尾式取締りや定着式レーダーによるスピード取締りに加えて、可搬式オービスによる取締り手法も最近では取り入れております。

定着式レーダーでは、違反車両を停止させる際に警察官が逃走車両と接触し、負傷するという危険性がありましたが、可搬式オービスは違反車両を撮影し、後日、違反者を警察署へ出頭させて違反の措置を行うというもので、安全に取り締まりが出来るというものです。

泉北一号線は、管内でも事故の多い路線ですので、これからも取締りを実施して参ります。

パトカーが赤色灯を点灯させて走行している件については、警戒の為、点灯させることもありますし、事案取扱い中で点灯させることもあるため、一概に申し上げることは出来ません。

【委員】

パトカーの抑止力はすごいなと思いました。

(7) 総務課長

他の委員から御質問を受けております。内容につきましては「いつも興味深い話をしていただきありがとうございます。以前、NHKの番組で、認知症の行方不明者1万8千人、その内、450人ほどが亡くなっており、280人ほどがまだ見つかっていないとありました。泉北ニュータウン内も高齢者が多く、昨年もあり合いのお母さんが、家族が目を離した隙に行方不明になり

ました。

南堺署の地域では、どれくらいの頻度でこのようなことがありますか。認知症の方を介護している家族の方は、このような事があった場合に備えて、日頃からどんな備えをしておくべきか、お聞かせください。」との質問内容です。

(8) 生活安全課長

令和5年中に南堺署管内において、泥酔者、迷い人、負傷者等の保護の人数は、約360人でほぼ毎日と言っていいほど、何らかの形で保護される事案があります。

認知症、若しくは、認知症と思われる方の保護は約220人です。

認知症で保護される方の殆どは、住所と名前が言えない方が多く、保護しても家族に引き渡すのにかなりの時間を要します。

認知症の方を介護している家族の方にいつもお願いしていることは、保護した時に直ぐ身元が分かるように住所とか名前とかを服とか下着とかに縫い付けておいてくださいとか、最近では個人情報にQRコードにしたシールとかワッペンを活用して貼って貰うとかも新しく出ているので活用してください。

例えば、近所の人とコミュニケーションをとっていただいて、仲良くなってもらって、「勝手に出て行ったら声掛けたってね」とか家族と近所の人にコミュニケーションをとってもらう等、よろしくお願いします。

後は、家族が直ぐに引き取りが出来ない時に代わりに、引き取りが出来る知人等の選択をしておいていただけると、直ぐに引き取りが可能だと思います。

捜索に役立つ備えとしては、警察官が早急に捜索出来るように、日頃、おじいちゃん、お婆ちゃんが立ち寄りそうな場所のリストを作っておいていただき、警察へ届け出をする時に、「ここによく立ち寄るので、この辺りを探して貰えれば助かります」と素早く教示していただければ、スムーズに警察も動けると思っています。

費用は少し掛かりますが、GPS、今はお守り型とか、靴につけるタイプとか、BLUETOOTHと言ってスマホで居場所を知らせるものもあるので活用してください。

堺市の行政の方でも、認知症の方を早期に発見して早期に治療する取り組みを行って貰っています。

南区の地域包括と事前に相談して貰っておれば、協力してくれると思います。

地域包括の人は動きが速く、警察で保護した際も直ぐに包括の方が迎えに来てくれます。

高齢者の方を保護した場合、家族の方の同意が必要ですが、

認知高齢者情報提供制度に基づいて、警察にも情報を提供し、何かあれば直ぐに発見出来るような形をとっています。

【委員】

知人の方も施設に入っていたおかげで、遠くまで歩いて行ってしまったところを見つかったんです。

【委員】

私は、開業医で普段は認知症の方を専門にしており、御家族からの相談も多いのですが、徘徊される方は認知症が進んでいるという認識がありますが、実際には初期とか中程度の人の人が多いと言われています。

アルツハイマー型認知症は、行く方向を間違え、元に戻れなくなり、そのまま離れていってしまい、いつの間にか遠いところに行ってしまうということで、本人も何故遠いところまで来たか分かっていません。

さかい見守りメールで、徘徊する可能性がある人は、事前に登録しておいて貰うと、その方が行方不明になると、警察署に届け出をしますが、その際、警察署の方にも直ぐ情報が行くようになります。

更には、一斉に銀行や近隣の商業施設にメールが入り、その方の特徴が届きますので、早期発見に繋がるので参考にしてください。

(9) 総務課長

会長から質問を受けております。

内容につきましては、「自転車の通行について気になることが多いです。改善されてきているとはいえ、まだまだ逆走する自転車、車道の内側に大きく入りこむように並走する自転車など交通ルールを守らないケースをよく見かけます。更にヘルメットの装着がまだまだ少なく努力義務とは言え、自分の命を守る為にもっとヘルメットを装着して自転車に乗るべきだと思います。交通安全の為の対策を今後もっと行っていただきたく思います。横断歩道を渡ろうとしている自転車がある場合は車に準じるとの考えからすれば止まる必要がないと思うのですが」との質問内容です。

(10) 交通課長

自転車の通行ルールやマナーについては、当署管内だけでなく、大阪府全体、また全国的な問題でもあると認識しております。

自転車が車両という認識については、ある程度、理解されているとは思いますが、多くの人はルールは何となく分かっている、それを守ろうとする意識が低いものと考えております。

ヘルメットの装着についても、被った方が安全だとは理解し

ていても、購入使用、見栄え、持ち運び、他の人が被っていないなどの理由で、なかなか着用に踏み切れないと思います。

子どもから高齢者まで利用する自転車について、従来の認識、習慣を変えることは容易ではありません。

将来的に自転車の違反にも青切符による反則金を導入するという話もありますが、法改正もあるため、もう少し先の話になると思います。

まずは、一人でも多くの方が、ルールを守る意識を持っていたくためにも委員の皆さんのように交通安全に関心のある大人が見本となり、自身だけでなく家族、友人、周囲の人にもルールを守るように呼びかけていただきたいと思います。

警察としても自治体、関係団体等と協力して、子どもの成長段階に応じた交通安全教室の開催、街頭での啓発活動、交通指導取締り等、積極的に推進して参りますので、ご協力お願いいたします。

横断歩道の質問に関してですが、御指摘のとおり横断歩行者等妨害等という違反は、横断歩道を横断しようとする歩行者や自転車横断帯を横断しようとする自転車がいる場合に車両等が一時停止をしなかったり、通行妨害をした場合に成立するもので、横断歩道を走行する自転車は含まれないため、この場合に車両等が一時停止をしなかった場合でも、この違反が成立するということはありません。

しかしながら、横断歩道に接近する車両等には、横断歩道等を横断しようとする歩行者や自転車がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止が出来るような速度で進行しなければならない義務があること、自転車を降りて押している者は、歩行者になること、また運転者には、道路や交通の状況に応じて他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない義務というものがありますので、横断歩道を走行する自転車と交通事故があった際は、車両の運転者に安全運転義務違反を問う可能性はあります。

(11) 犯罪抑止戦略官

当署管内においての高齢化に伴う話になりますが、空き家も高い割合で増えているかと思いますが、空き家に対する空き巣被害が若干増えつつあり注意喚起ということで説明させていただきます。

昨年1年間で空き家に対する侵入盗事件が、認知しているだけで11件ありましたが、今年に入り、約半年が経過しようとしているところで、既に15件発生している現状があるということで、注意喚起とお願いがあります。

空き家に対する空き巣事件で難しいのは、御家族の方が、1

議 事 概 要	か月ペース若しくは半年ペースで見にくるということで、被害日時の特定が難しくなっており、犯人を捕まえるのが難しいのです。 多くの不審者情報等があれば、近くの交番でも結構なので連絡していただけたら、防犯カメラの設置も充実しているので、ある程度被害の日時が縮まれば、防犯カメラで追い、犯罪検挙に繋がると思います。 この手の犯罪は、増える可能性があるので注意喚起と情報が何かあれば、警察の方に言っていただけるようによろしく願っています。 【委員】 ゾーン30エリアとは法的には何かあるのですか。 【交通課長】 エリアを指定してこの区域は制限速度30キロと指定したエリアです。 このエリアを指定することで、あちこちに30キロの標識を立てる必要がなくなります。 標識は、一つ建てるにも維持管理が大変になってきますので、「このエリアは30キロですよ」と相手に示すという施策で最近進めているものです。 幹線道路以外の通学路だったり、市民が日常的に使う細街路だったり、それに加え歩行者が安全に通行出来る施策を徐々に進めているところです。
---------	---